

# 姫路市 産前・産後 サポート事業の ご案内



産前・産後の家事や育児に困っている人を対象に、ファミリーサポートセンターの提供会員(有償ボランティア)が訪問し、家事・育児のお手伝いをします。

## 利用できる方(以下の全てを満たす方)

- 市内在住
- 妊娠中から出産後6か月未満の妊産婦
- 心身に不調がある、または支援者の不在により子育てに支障がある方

## サポート提供者

ファミリーサポートセンター提供会員の中で、家事サポートが可能な方

## 主な援助内容



### 掃除

掃除機がけ、拭き掃除、掃き掃除など



### 洗濯

洗う・干す・たたむ、簡単なアイロンがけなど



### 調理

簡単な調理、下ごしらえ、配膳、食器洗いなど



### 育児補助

おむつ替えや沐浴介助など、赤ちゃんのお世話のお手伝い

こんな時にも利用できます!

つわりで家事が思うように進まない

子どもをみてもらい、たまっている家事を自分で進めたい。

家事をしてもらい、自分は子どもと一緒に時間を過ごしたい。

食品や生活必需品の買い物をお願いしたい。

有償ボランティアによるサポートのため、地域・条件により見つからない場合があります。あくまで日常的な家事や育児の範囲に限ります。(できること・できないことは、ホームページをご覧ください。)



## 利用料

利用料は、利用者が直接提供会員に支払います。

活動時間	月曜日から金曜日 午前7時から午後8時	土曜日・日曜日・祝日、 平日の早朝・夜間
1時間当たりの金額	1,000円	1,100円

## 時間

1回のサポート時間は2時間以内



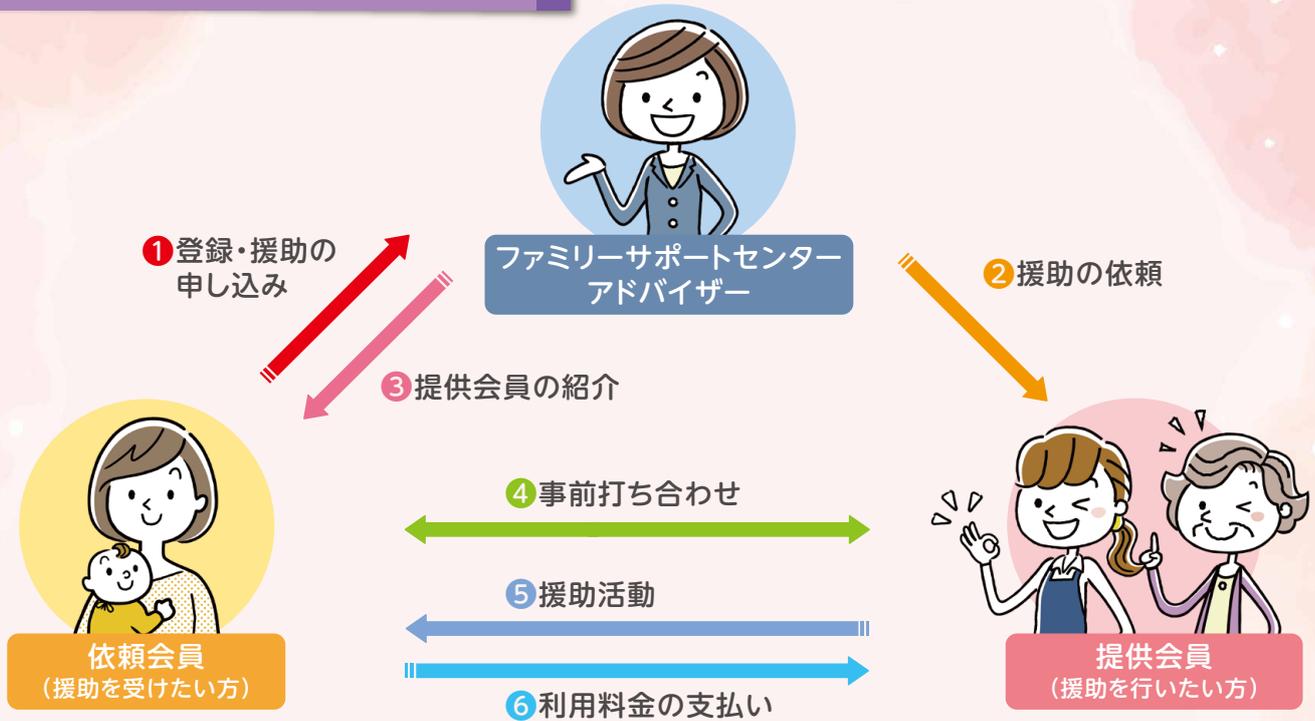
## 利用方法

利用にはファミリーサポートセンターの会員登録が必要です。事務局で実施している「個別説明会」に参加し、会員登録をしていただきます。来所が困難な場合は、オンラインや訪問による説明会の実施も可能です。

## 登録手続きに必要なもの

- 顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
- 自宅周辺地図
- お子さんの本人確認書類(マイナンバーカード、母子手帳等)

## ファミリーサポートセンターのしくみ



## Q&A

**Q** 登録したら必ず利用しないといけませんか？

**A** 登録しても必ずしも利用する必要はありません。援助依頼が必要になれば、そのタイミングでご連絡ください。

**Q** 提供会員の方はどんな方ですか？家に来てもらってのサポートが不安です。

**A** 資格の有無に関わらず、子どもが好きで援助をしたいという気持ちを持った方です。不安を少なくするために、サポート日までに事前打ち合わせ（顔合わせ）を行っていただきます。

**Q** 留守宅でのサポートは可能ですか？

**A** 依頼会員本人が在宅していないときは、サポートは受けられません。

**Q** 家族が在宅している場合でのサポートは可能ですか？

**A** 支援者が不在であることが条件のため、夫や親族、友人などが在宅時のサポートは受けられません。ただし、在宅勤務でお仕事中等の場合は、サポート可能です。

**Q** 提供会員が赤ちゃんを見守っている間、依頼会員が家事をすることはできますか？

**A** できます。ただし、買い物など、依頼会員が外出中の援助活動はできません。

**Q** 産前・産後サポート中に、上の子どもも見てもらえますか？

**A** 産前・産後サポートと上のお子さんの預かりのサポートは、事故防止のため同時に行うことはできません。時間をわけて行うか、別の提供会員さんに援助を依頼することになります。

お問い合わせ

### 姫路市ファミリーサポートセンター事務局

〒670-0943 姫路市市之郷1006番地8 すこやかセンター3階

TEL 079-223-5638

family-support@city.himeji.hyogo.jp

開所時間 平日(月～金曜日) 9:00～17:00

